

裁 決

[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 世田谷区北沢福祉事務所長

審査請求人が提起した生活保護法に基づく保護開始決定処分に係る審査請求について、東京都行政不服審査会に諮問し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 処分庁が請求人に対し、令和2年3月19日付けの保護開始決定処分のうち、生活扶助及び住宅扶助の支給額を0円とした部分を取り消す。
- 2 その余の部分に係る審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、令和2年3月19日付けの保護開始決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、同月13日を保護開始日とする、生活保護法（以下「法」という。）

24条3項の規定に基づく保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

なお、請求人は令和2年7月4日付けの補正書において、本件処分の変更を求めているが、当庁は処分庁の上級行政庁に当たらず、裁決で本件処分の変更をすることができないため（行政不服審査法46条1項、1項ただし書き）、本件審査請求においては、請求人が本件処分の取消しを求めるものとして扱うものである。

第2 事案の概要（本件処分通知書等による。）

1 請求人は、令和2年1月24日、世田谷区長に対して、請求人世帯（請求人、請求人の妻、長女（[REDACTED]生）及び長男（[REDACTED]生）の4人世帯）が、生活保護を受給していた立川市から[REDACTED]の都営住宅に転入した（以下「本件転入」という。）とする転入届を提出した。

なお、処分庁は、本件転入に際し、立川市福祉事務所長（以下「立川市所長」という。）から請求人世帯の生活保護の移管協議を受けて、これを了承している。

2 請求人は、令和2年3月13日、世田谷区北沢福祉事務所（以下「事務所」という。）を訪れ、処分庁に対し、法に基づく保護の申請書及び関連書類を提出した（以下「本件申請」という。）。

3 処分庁は、令和2年3月19日、本件申請及び立川市所長から送付された資料並びに事務所の担当者（以下「担当者」という。）による請求人世帯への訪問調査等に基づき、請求人世帯が要保護状態にあると判断して、同月13日付けで請求人世帯について保護を開始することとし、同月分の生活扶助費及び住宅扶助費については、立川市所長が、法80条の規定により返還を免除した支給済みの同月分の保護費を活用することにより0円とする旨の決定をし（本件処分）、保護開始の理由を「・

他管轄からの移管（転入）・立川市福祉事務所から移管（3月13日）」とする本件処分通知書により、請求人に通知した。

4 請求人は、令和2年6月9日付けの書面で、本件処分に係る審査請求を提起した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は必ずしも明らかでないが、本件審査請求書、令和2年7月4日付けの補正書及び令和2年10月26日付けの反論書によれば、おおむね以下のことから、本件処分の取消しを求めているものと解される。

(1) 請求人世帯は、令和2年3月13日に、処分庁からの保護が開始されたものの、同月分の生活費が不支給とされたため、厚生労働省に確認したら、同月分の生活費は支給可能とのことであった。

(2) 処分庁に保護申請したときの所持金は、8万円（入学準備金60,000円以上を含む。）であり、これが生活費支給の拒否理由である。準備金を除くと、実は1万円しかない。

この金額では生活できない、我々や子どもたちの命の軽視である。他の複数の区市においては、福祉事務所から支給されている。

(3) 引越しの際には、洗濯機や電子レンジなどの生活用品も不支給であった。通院の際の交通費や診断書の費用も世田谷区は不支給である。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下のとおり、本件処分に違法、不当な点はないと主張している。

(1) 請求人は、立川市所長から請求人世帯の令和2年3月の1か月分の保護費全額について受領しており、このうち、処分庁の保護開始日以降の保護費分については、法80条により、同所長から返還を免除されている。

- (2) このため、処分庁は、本件処分において、請求人世帯について、医療扶助のみ（単給）の保護開始決定を行ったものである。
- (3) そして、請求人世帯の保護開始日については、請求人世帯の世田谷区への転入届を提出した令和2年1月24日以降に、立川市所長と十分な事前協議を行い、立川市から世田谷区への移管について、立川市福祉事務所が請求人に説明した上で決定したものである。

第4 審査庁の判断

本件審査請求について、東京都行政不服審査会（以下「審査会」という。）の答申（以下「本件答申」という。）は、以下のとおり述べている（なお、本件答申中の引用項目等は、当庁で適切な文字に置き換えている。）。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとされている。

(2) 各扶助について

困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対しては、法12条により生活扶助が、法14条により住宅扶助が、また、法15条により医療扶助が、それぞれ一定の範囲内において行われるとされている。

(3) 保護の実施機関について

法19条1項によれば、都道府県知事、市長及び福祉事務

所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。

(4) 保護の申請について

法24条1項によれば、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされ、さらに、同条3項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされ、同条4項によれば、3項の書面には決定の理由を付さなければならぬとされている。

(5) 移管時の法80条免除について

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問11-13によれば、「移管前の福祉事務所において、保護廃止に伴う過渡金（廃止日以降の扶助費）を法80条の適用により返還免除したことは、その月の末日まで保護を適用したことの意味するものではなく、過渡金を法80条適用により返還免除した場合、あるいは返還を命じた場合のどちらの場合であっても、保護廃止の事務処理としては完結しているので、移管後の福祉事務所が保護を開始するに当たっては、移管前の福祉事務所の方80条返還免除決定の有無にかかわらず、当月分の保護費（月末までの日割り分）を計上して支給することは可能とされており、その例外的な事務処理として、都内の実施機関間において、移管前の福祉事務所が過渡金に

ついて法第 80 条返還免除の処理を行い、移管後の福祉事務所が移管日から保護開始の取扱いをするものの、保護費の計上は移管日の属する月の翌月初日からとする」取扱いは、「都内の福祉事務所においての運用上の取扱いとして認められるが、被保護世帯の生活状況を十分に把握し、このような取扱いを行っても支障がないことを確認した上で実施することが必要である。したがって、移管の前後の福祉事務所及び被保護世帯の三者において、十分な連絡調整と事前の合意を得ることが不可欠」とされている。

なお、運用事例集は、法の具体的な解釈・運用の指針として相応の合理性を有するものと認められる。

2 本件処分についての検討

- (1) 本件においては、以下の各事実が認められる。

ア 請求人世帯は、立川市所長により生活保護を受けていたところ、令和 2 年 1 月 24 日、請求人が世田谷区長に対して、請求人世帯について、[REDACTED] の都営住宅に転入したとする転入届を提出したこと。

その際、処分庁は、立川市所長から請求人世帯の生活保護の移管協議を受け、これを了承していること（第 2・1）。

イ 請求人は、令和 2 年 3 月 13 日、処分庁に対して、本件申請をしたこと（第 2・2）。

ウ 処分庁は、立川市所長から請求人世帯に係るケースの引き継ぎ（移管）を受けるとともに、請求人世帯への訪問調査をしたところ、請求人世帯については、要保護状態にあるものと判断して、立川市所長と協議の上、令和 2 年 3 月 13 日を保護開始日とする保護開始決定（本件処分）を行ったこと（第 2・3）。

- (2) そして、関係資料によれば、上記(1)のほかに以下の各事実が認められる。

ア 請求人世帯については、令和 2 年 2 月 1 日から [REDACTED] の都営住宅に居住していること。

イ 立川市所長は、請求人に対し、同年3月における請求人世帯の1か月分の生活扶助費（165,680円）及び住宅扶助費（36,100円）並びに一時扶助費（小学校入学準備金64,300円）を扶助していたこと。また、その際、請求人が受給していた請求人の子供らに係る児童手当（月額25,000円）については、同額を請求人世帯の同月分の収入として認定していたこと。

ウ 立川市所長は、同年3月13日付けで請求人世帯の保護を廃止したこと、また、同保護廃止により、過支給となつた同月14日以降分の保護費122,688円について、法80条の規定により返納を免除していること。

エ また、立川市所長は、請求人世帯の上記アの転居に際して、布団類（78,000円）、家具什器（29,600円）、家具什器・冷房器具（51,000円）及び家具什器・冷房器具設置費用（4,400円）並びに住宅維持費（網戸代38,500円）を扶助していること。

オ 処分庁は、令和2年4月以降、請求人世帯に対して、保護基準等に基づき、保護費を算定・計上し、生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費及び一時扶助費並びに医療扶助費を扶助している。

(3) 以上のことから、処分庁は、立川市所長の保護廃止日以降の請求人世帯に係る令和2年3月分の生活扶助費及び住宅扶助費については、既に、同所長が法80条の規定により、返還を免除済みである令和2年3月分の過支給分の保護費を活用することにより、いずれも0円としたものと認められる（第2・3）。

(4) これらの経緯からすると、処分庁が、請求人が要保護状態にあると認定しながら、生活扶助及び住宅扶助の支給額を0円としたのは、上記の運用事例集問11-13（上記1・(5)）の取扱いに準拠して処理したと考えられる。しかしながら、上記取扱いが合理性を有するものと認められるためには、移

管の前後の福祉事務所及び被保護世帯の三者において、十分な連絡調整と事前の合意を得ることが不可欠であると解されるところ（運用事例集問11-13（上記1・(5)）参照）、本件においては、そのことを示すに足る資料がない。さらに本件処分通知書を見ると、上記取扱いにより本件処分が行われたことを示す理由の記載もない。

以上の点から、本件処分のうち、生活扶助、住宅扶助の支給額を0円とした部分は取り消しを免れない。

3 請求人の主張についての検討

上記2以外の請求人の主張について、検討する。

請求人は、引っ越しに際して洗濯機等が支給されていないと主張しているが、関係資料によれば、請求人世帯の引越しに際して、立川市所長は、法8条の規定に基づく厚生労働大臣の定める保護基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号）並びに法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）等に基づき、被服費（布団類）及び家具什器費（炊事用具等及び冷房器具）並びに家具什器・冷房器具の設置費用について、各限度額を支給しているものと認められる。

また、医療の移送費が支給されていないことも主張しているが、本件処分においては、請求人世帯に係る医療の移送費についての判断はなされていない。

したがって、請求人の各主張にはいずれも理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、上記2の点を除き、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

本件答申の上記説示は首肯すべきもので、審査会の結論は尊重されるべきものと認められる。

したがって、本件処分のうち、生活扶助及び住宅扶助の支給額を0円とした部分は取り消すべきものと認められるが、その余の

部分については違法又は不当な点はない。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、本件処分のうち、生活扶助、住宅扶助の支給額を0円とした部分の取消しを求める審査請求には理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定を適用し、その余の部分に係る審査請求は理由がないから、同法45条2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

令和4年3月31日

審査庁 東京都知事 小池百合子

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求を提起することができなくなります。）。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができ

なくなります。）。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は世田谷区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。